

広報



第103号
発行所 北浦村役場
北浦村大字山田
発行人 北浦村長 高柳庄次郎
さんゆう社印刷所

8月の納税
村県民税 第2期
国保税 第2期
公民館出張徴収
8月30・31日

村税条例の改正など決る

補正予算は257万4千円

6月の議会

ことし第2回めの定例村議会は、6月21日開かれ、村税条例の一部改正など5案件について審議がおこなわれました。この村議会で決まったおもなことは、つぎのとおりです。

- 村税条例の一部を改正したこと
これは、さきの地方税法一部改正にともなうもので、村県民税の減税措置として、諸控除額を引上げたこと、たばこ消費税、電気ガス税などの税率を改正したことなどです。おもな改正点はつぎのとおりです。
①個人村県民税の非課税の範囲、控除額等が引き上げられた。――障害者、未成年者、寡婦についての非課税の範囲は、年所得26万円（現行24万円）までとなり専従者控除の限度額は、青色申告者12万円（現行10万円）、白色申告者8万円（現行6万円）とそれぞれ引上げられました。
②法人の村民税均等割は、標準税率2千4百円（現行千2百円）となった。
③たばこ消費税の税率現行百分の15を、百分の18・1に引上げた。
④電気ガス税の免税点を、7月1日から現行の5百円を7百円に引上げた。
⑤国民健康保険税の一部を改正したこと
北浦村の国民健康保険税は所得割40%、資産割10%、均等割35%、平等割15%という原則をとっています。このため毎年、その所得や資産状況などを考慮してそれぞれ税率を改正していき

ます。郡内全町村の議会でこの規約が承認されると、正式に一部事務組合を設立し、事業に乗りかかります。
●老人福祉センター組合議会
老人福祉センター組合議会議員を選任したこと
老人福祉センター運営のため、一部事務組合は、各町村3名の代表者（組合議員）によって仕事が進められます。このうち一人は、村長があたりますが、残りの2名は村議会から選任することになっていきます。本村の議会からは、出久根保議長、勢司保雄議員が選ばれました。

印紙税法大巾に改正

領収書・委任状20円に

印紙税法が全文改正され、さる7月1日から実施されました。改正前の印紙税法は、明治32年に制定されたもので、条

ウンカ・イモチを退治

ヘリコプターの活躍

イモチ病とウンカを同時に防除するため、7月18日・19日の2日間、ヘリコプターによる農薬散布が村内全域で行なわれました。

ヘリコプターによる農薬散布（中根にて）

ラジオ農業講座（8月）

茨城放送 1,200K C

- | 放送月日 | 題名 |
|--------|-----------------|
| 1日（火） | タバコの収穫と調整 |
| 2日（水） | イネの根の活力とみどり |
| 3日（木） | 穂イモチ病防除の要点 |
| 4日（金） | 農機具のえらびかた |
| 5日（土） | ナシの収穫 |
| 7日（月） | 白菜、大根のホウソウ欠乏 |
| 8日（火） | 初秋蚕の条桑のとりかた |
| 9日（水） | マメ類の手入れ |
| 10日（木） | 果菜類のよい床土づくりとは |
| 11日（金） | 白菜づくりのかんどころ |
| 12日（土） | 秋ウンカの防除 |
| 14日（月） | これからの桑園害虫の防ぎ方 |
| 15日（火） | イチゴ苗床の手入れ |
| 16日（水） | ナシ黒星病の防除 |
| 17日（木） | こどもの体格と栄養 |
| 18日（金） | 家畜用薬品の使用上の注意 |
| 19日（土） | ブタの夏期管理 |
| 21日（月） | 夏に多い軟卵の防止 |
| 22日（火） | 秋まき飼料作物の設計 |
| 23日（水） | サイレージのつくりかた |
| 24日（木） | 家庭経営に知恵を生かそう |
| 25日（金） | 早期イネの刈取り |
| 26日（土） | 蚕の硬化病の防ぎ方 |
| 28日（月） | イネの刈取り機械 |
| 31日（木） | 除草剤による造林地の地ごしらえ |

青少年相談員きまる

昭和42年度の北浦村青少年相談員は、麻生警察署長と協議した結果、つぎのかたがたにお願いすることになりました。

- 井川 広（成木）
高柳 昌永（山田）
矢口善次郎（南高岡）
高柳 昌永（山田）

助役、収入役が退職

勢司治雄助役、山崎武雄収入役は、このほど、任期満了となり退職しました。勢司さんは、昭和31年10月から39年6月まで6年8か月間にわたり教育長をつとめ、村教育行政の推進にあたり、以後4年間助役の重責を果たされました。

県議長会長に就任



本村の出久根保議長は、このほど茨城県議長会に就任しました。

19日に臨時村議会

第2回めの臨時村議会は、きたる8月19日に招集されます。昭和42年度補正予算などについて審議が行なわれる予定です。

掲示板

永久選挙人名簿
9月30日に登録

ことし第2回めの永久選挙人名簿の登録が、9月30日に行なわれます。

ことしの9月1日までに成年に達する方（昭和22年9月2日以前に生まれた方）と、ことしの6月1日までに本村に転入した方は、9月1日までに登録の申し出をして下さい。今回登録されると、9月30日以降に行なわれるいろいろな選挙について投票ができます。

なお、今回の登録にもれると、資格があっても、来年3月まで、投票ができなくなりま

申請先 役場内選挙管理委員会事務局（印かん持参）

豚コレラ予防注射
手数料 改定

乳幼児の相談
母子健康センターでは、毎月第一、第三月曜に乳児、幼児（小学校入学まで）の保育相談を実施しています。

税の相談日
毎月「5の日」は、税の相談日です。税金のことならなんでも、税務署に相談してください。

— 夏休みの学習 —

復習と自由研究

に、急に元氣がなくなり、空
然36〜40度の高熱がでて顔が
紅潮し、腹痛や手足の痛みが

家事の手伝いも
次に、本や文字によらない
たいせつな勉強があります。
家事手伝いと団体活動です。
兄弟姉妹が互いに相談し、子
どもたちでできる家事を分担
し手伝いをするなども、

ので、じゅうぶん注意が必要
です。年齢別では、中学生以
下が全体の70%をしめていま
すが、全国的には、近年高年齢
層に多い傾向がみられます。

半数が後遺症
症状は、頭痛・寒気・吐き

流行期の日本脳炎

で、いわゆるふん注意が必要です。年齢別では、中学生以上が全体の70%をしめていますが、全国的には、近年高齢層に多い傾向がみられます。

半数が後遺症

症状は、頭痛・寒気・吐き

悪くなり、この時期の死亡率は30%以上という高率です。6日を過ぎるころから回復に向かい、熱も下がりはじめ、1か月前後でなおるのが普通です。

しかし、発病後10日ごろに

などがあ、夏かぜか消化不良の下痢かと思つていううち、急に気温がなくなつて、突36℃40度の高熱がでて顔が潮し、腹痛や手足の痛みが肺炎などを併発して回復が遅れ、知能や言語の障害・半身不随・手足のまひなど不幸な後遺症を残す人が、なお人の半数近くもあります。

悪かったという見方もありますが、日常生活を合理的にして、抵抗力をつけておくことが、他の病気よりも特に重要であるといえます。

栄養不足などが発病の誘因になりますから、油断ができません。家のまわりの水はけや、家の中の風通しをよくし

日本脳炎は真夏の伝染病で、病気がない健康な夏を、大い
に楽しみたいものです。
流行期のおそくとも半月前ま

普及率西歐なみに

第二次 農集電話が開通

村民希望の農集電話第二次架設工事が6月28日完成し、本村の電話普及率は、国内では名古屋、外国では西ヨーロッパ諸国なみという高い数字となりました。



村のこれまでの
電話数は、一
般加入2百29個
(9月末現在)
農集4百93個で
その普及率は、

700万円が財源に

たばこ消費税は、村にとてたいせつな財源のひとつです。昭和42年度には、約7百万円の収入が見込まれ、これは、村税収入の約20%をしめています。

この消費税は、その町や村の小売店の売上本数に応じ配分されます。70円の「ハイライト」50円の「いいい」40円の「しんせい」、30円の「バット」、とにかく20本入り1個買っていたたくと、10円99銭の消費税が、その町や村のふところをうるおすことになるのです。ですから、村内の店でたばこを買うことは、それだけ、村のふところを豊かにすることなのです。

そして、これらがつまりつもって、村の道路をよくしたり、学校の設備をよくする財源になるのです。たばこは、ぜひ、村内の店で求めください。

郡民体育大会結果

ことしの郡民体育大会は、
7月30日、牛堀中学校で開催
されました。本村代表の成績
はつぎのとおりです。

◎青年の部

▽総合	第三位
▽卓球	第一位
▽柔道	第二位
▽排球 (女子)	第三位
▽陸上 (総合)	第三位
▽陸上 (個人)	

(女子)

60
米

保障料引き下げと

附原審(三)

茨城県信用保証協会は、県内の中小企業者が金融機関から

事業資金の融資を受ける場合の保証機関となる唯一の公機関ですが、7月1日から証料の引き下げと、保証限額の引き上げを行ない、融のより円滑化をはかることになりました。

まず、保証を受けた場合中
企業者の負担する保証料は
万円以上日歩4厘、50万円
百万円日歩3厘6毛、50万
以下日歩2厘6毛とそれぞれ

2毛引き下げ。一企業者当
りの保証限度額は、個人・
社千8百万円（旧千2百万
円）、組合千3百万円（旧

千2百万円)と大巾に引き
げられました。

内で同じ営業を一年以上続
ているもの。申し込みは、
行窓口です。

くらしの窓

騒がしいところで
電話をかけるとき

さわがしい場所で電話をか
るとき、片ほうの耳を指で
さえて話す人をよく見かけ
ますが、これはあまりきめ
ない方法です。

受話器には、側音回路とい
仕組みがあつて、送話口か
はいったさわがしい音が、
話器を通して、ふたたび聞
えてくるようになっていま

送話口からはいっただけの
しい音も、このようにして
手の声を聞きとりにくくし
まいます。

ですから、相手の話を聞く
きには、手のひらで送話口
ふさぐ。こうすると、相手

声だけがよく聞えてきます。相手に、こちらのさわがいは、あまりじゃまにはならないのですが、こちら

話すときには、送話口を手
ひらでかこむようにすると
お効果があります。(朝日

聞社・「日本の電話」から）
しようずなしかり方

おかあさん方のなかには、
ぐカッとして子どもをしか
人がいますが、「しかる」

「おこる」とは、ちがいま
カッとなつて感情をムキ
出して相手こぶつする

は、おこること。おこって
では、相手に反省を求める
めの対話はできません。冷

にならないと、お互いにならな
なってシヨリが残るばかりです。

目的を考えましょう。しか
のは、相手に欠点を反省し
もらい、向上してもらうの

目的ですから、相手を納得せなければなりません。

かぞえて冷静になり、しか
原因となった事実をよく確
めることです。

